

石川県個人情報の保護に関する法律施行条例（案）について（概要）

1 制定の趣旨

令和3年5月に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正され、令和5年4月1日から、地方公共団体及び地方独立行政法人にも法が適用されることになりました。

このため、現行の個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号。以下「現行条例」という。）を廃止するとともに、法の施行に関し必要な事項を定めるための個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」という。）を制定します。

2 施行条例で定める主な規定内容（案）

(1) 施行条例で定めることが法律上必要な事項

① 開示請求における手数料

現行条例（第24条）と同様、手数料は無料とし、写しの交付に要する費用を徴収する。

② 行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料（新制度）

新制度であり、国の手数料（法施行令第31条）と同額とする。

(2) 施行条例で定めることが法律上許容されている事項

① 個人情報ファイル簿の作成及び公表

法（第75条第1項）では、本人の数が千人未満の個人情報ファイルについて個人情報ファイル簿を作成・公表する必要はないが、情報の適正な利用や漏えい管理のため、現行条例（第11条）と同様に、人数にかかわらず作成・公表する。

② 開示決定等の期限

法（第83条第1項）では、請求のあった日から30日以内と規定しているが、サービスを後退させないため、現行条例（第19条第1項）と同様、請求のあった日から14日以内とする。

③ 審査会の設置・諮問

不開示決定等に係る審査請求について、現行条例（第37条第1項）と同様、石川県個人情報保護審査会に諮問する。

④ 審議会等への諮問

個人情報の適正な取扱いを確保するための専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、現行条例（第41条第2項）と同様、石川県個人情報保護審査会に諮問する。

⑤ 運用状況の公表

法（第165条第2項）では、個人情報保護委員会による公表のみ規定しており、現行条例（第52条）と同様、毎年度、県による公表も実施する。

3 スケジュール

- ・ 条例の提案：令和4年12月定例会（予定）
- ・ 条例の施行：令和5年4月1日（予定）

4 参考資料

- ・ 個人情報保護制度見直しの全体像（個人情報保護委員会作成資料）
- ・ 個人情報の保護に関する法律（未施行：令和5年4月1日施行）
- ・ 石川県個人情報保護条例（現行条例）